

議会運営委員会 運営要綱

〔平成 4 年 3 月 26 日〕
議会運営委員会決定

1 趣 旨

この要綱は、各会派相互の緊密な連携を保つことにより、市会の円滑な運営を確保するため議会運営委員会及び理事会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

2 委員会

- (1) 委員会の委員は、各会派（5人以上の所属議員を有する団体をいい、これに満たないもので他会派のすべてが会派と認めるものを含む。以下同じ。）の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任するものとする。
- (2) 議長及び副議長は、委員会に出席するものとする。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは関係委員長及び理事者等の出席を求める

申し合せ事項

〔平成 4 年 3 月 26 日〕
議会運営委員会申し合せ

- ・各会派からの新委員予定者名簿の提出をもって、委員の辞任届の提出とみなし、後任委員の指名を行うものとする。
- ・委員長は、議長所属会派から選出するものとする。
- ・副委員長は、副議長所属会派から選出するものとする。
- ・理事は、正副委員長選出会派以外の会派から1名ずつ選出するものとする。
- ・議会運営委員会の正副委員長及び理事は、各会派の幹事長をもって充てるものとするが、当該幹事長が議員辞職勧告決

ことができる。

- (4) 委員に事故があるときは、その会派に属する者の中から代理者を出席させることができる。この場合、当該会派から委員長に申し出、会議の始めに諮って決定する。
 - (5) 会派に属さない議員は、委員長の出席要請に基づき、委員外議員として委員会に出席し、発言することができる。
 - (6) 委員会における協議は、各会派の意見を相互に尊重して行うものとし、委員会における決定事項は、各会派においてこれを遵守するものとする。
- ### 3 理事会
- (1) 理事会は、委員長、副委員長及び理事をもって構成する。
 - (2) 理事会は、委員会から委任された事項について協議決定する。
 - (3) 議長及び副議長は理事会

議又は問責決議を受けている場合は充てないものとする。

〔平成5年5月14日理事会確認〕
平成25年12月16日理事会確認

- ・同一会派で他に出席者がいない場合に限り、代理出席を認めるものとする。
- ・会派に属しない議員が委員会に出席しないときは、委員長から連絡する。
- ・委員会における協議は、できるだけ全会一致によるものとする。
- ・理事会は、委員会に提出する協議事項の調整を行う。
- ・議会の庶務的事項については、理事会に包括的に委任する。

に出席するものとする。

(4) 委員長は、関係議員及び理事者等の出席を求めることができる。

(5) 理事会構成員が出席できないときは、その会派に属する者の中から代理者を出席させることができる。

(6) 理事会に参加を置くことができる。

・委員長は、必要に応じ会派に属しない議員の出席を求め、意見を聞くことができる。

・参加は当面各会派の団長をもって充てるものとする。

(平成4年3月26日理事会確認)

議会運営上の申し合せ事項

本会議関係

(急施市会)

- 1 急施臨時会においては、急施事件の審議に限る。従って請願及び陳情は付議せず、また議案外質問も行なわない。

(昭和33年4月30日議会運営委員会)

(議員提出議案の提出期限)

- 2 招集日の5日前までに文案を整え提出することとし、対案の提出を認めない。

ただし、請願書の審査等に伴い委員会から発議要請のあるもの又は特に緊急を要するものとして全会派において異議のないものについては、この限りでないとする。

〔昭和46年11月24日議会運営委員会〕
〔平成元年6月30日議会運営委員会〕

(市会の日程)

- 3 当初予算又は決算審議のための定例会を除く市会の日程は、概ね次の要領で行うものとする。

[平成15年5月14日議会運営委員会]
[平成16年6月8日議会運営委員会]

市 会 日 程

月 日		摘 要
月 日	第 1 日	開会 会期の決定 市長提出案件一括上程 市長提案説明
月 日～月 日	第 2 日～第 3 日	議案精読のため本会議を開かない。 (議案説明会)
月 日～月 日	第 4 日～第 6 日	市長提出案件一括上程 代表質疑 個人質疑 終了後、委員会付議 議案外質問
月 日～月 日	第 7 日～第 11 日	委員会審査
月 日	第 12 日	市長提出案件 委員長報告後、議決、閉会

- 1 議案説明会は、議案精読期間中に全員により行う。
- 2 人事案件、議員提出議案の審議時期は、その都度議会運営委員会で協議する。
- 3 常任委員会の審査終了後、議会運営委員会を開く。

(当初予算審議のための定例会の日程)

- 4 当初予算審議のための定例会の日程は、概ね次の要領で行うものとする。

[平成15年5月14日議会運営委員会]
[平成16年6月8日議会運営委員会]

市 会 日 程

月 日		摘 要
月 日	第 1 日	開会 会期の決定 市長提出案件（当初予算に関係のない案件、当初予算及び関連議案）一括上程 市長提案説明
月 日～月 日	第 2 日～第 4 日	議案精読のため本会議を開かない。 (予算議案説明会)
月 日	第 5 日	当初予算に関係のない案件一括上程 代表質疑 個人質疑 終了後、委員会付議
月 日～月 日	第 6 日～第 9 日	委員会審査（当初予算に関係のない案件）
月 日～月 日	第 10 日～第 13 日	当初予算及び関連議案一括上程 代表質問（質疑並びに議案外質問） 個人質問（質疑並びに議案外質問） 終了後、委員会付議 当初予算に関係のない案件 委員長報告後、議決
月 日～月 日	第 14 日～第 20 日	委員会審査（当初予算及び関連議案）
月 日	第 21 日	当初予算及び関連議案 委員長報告後、議決、閉会

- 1 予算議案説明会は、議案精読期間中に全員により行う。
- 2 人事案件、議員提出議案の審議時期は、その都度議会運営委員会で協議する。
- 3 常任委員会の審査終了後、議会運営委員会を開く。

(質疑)

- 5 各党代表質疑及び個人質疑は通告制とし、代表質疑予定日の前々日までにその氏名及び内容を通告する。

また、その扱いは次のとおりとする。

〔平成16年6月8日議会運営委員会〕
〔平成17年11月18日議会運営委員会〕

事項 区分	通告内容	発言順	関連質疑	発言時間	発言回数	その他
代表質疑	要旨を具体的に通告する。	多数会派順	行わない。	その都度決める。	理事者の答弁漏れのみを指摘する発言は回数に含めない。	初回のみ演壇に登るものとする。
個人質疑	要旨を具体的に通告する。	多数会派順（市会ごとに順位を繰り下げる。）	その質疑者が済んでから行う。個人質疑通告者は関連質疑を行わない。	その都度決める。	理事者の答弁漏れのみを指摘する発言は回数に含めない。	初回のみ演壇に登るものとする。

(当初予算及び関連議案等に対する質疑)

- 6 当初予算及び関連議案等に対する質疑については、議案外質問を合わせた形式により、各党代表質問及び個人質問として行うものとする。

この場合、各党代表質問及び個人質問は通告制とし、招集日の3日前に開かれる議会運営委員会開会時までにその氏名を通告し、代表質問予定日の前々日までにその内容を通告する。

また、その取り扱いはこのとおりとする。

〔平成16年2月17日議会運営委員会〕
〔平成16年6月8日議会運営委員会〕
〔平成17年11月18日議会運営委員会〕

事項 区分	通告内容	発言順	関連質問	発言時間	発言回数	その他
代表質問	要旨を具体的に通告する。	多数会派順とする。	行わない。	その都度決める。	3回を超えることができない。理事者の答弁漏れのみを指摘する発言は回数に含めない。	初回のみ演壇に登るものとする。
個人質問	要旨を具体的に通告する。	議案外質問の順位による。	その質問者が済んでから行う。個人質問通告者は関連質問を行わない。	その都度決める。	3回を超えることができない。理事者の答弁漏れのみを指摘する発言は回数に含めない。	初回のみ演壇に登るものとする。

(質疑段階における意見等)

- 7 質疑については、結果的に議案に対する疑問を質すことであれば、若干の意見、要望を述べることもあり得るとの弾力的な運用を図るものとする。
(昭和46年7月1日議会運営委員会)

(報告等に対する質問)

- 8 報告等に対する質問は、原則として議案外質問の中で通告して行なうこととする。
(昭和56年2月21日議会運営委員会)

(緊急質問)

- 9 緊急質問は、議案外質問の段階においては、内容により議長の判断で許可し、その他の場合は、会議にはかつて許可する扱いとする。

緊急質問を行なおうとする者は、あらかじめ議長に通告することとする。
(昭和56年2月21日議会運営委員会)

(議案外質問の通告)

- 10 議案外質問は、招集日の前々日に開かれる議会運営委員会開会時までにその氏名を通告し、質疑予定日の前々日までにその内容を通告する。
(平成16年6月8日議会運営委員会)

(議案外質問の通告内容)

- 11 議案外質問は、質問の要旨を具体的に通告する。
〔平成16年6月8日議会運営委員会〕
〔平成17年11月18日議会運営委員会〕

(議案外質問の発言順位)

- 12 議案外質問の質問順位は、各交渉団体の所属議員数の順とし、以後市会ごとに第1順位を繰りさげる。その後改選ごと、または所属議員数の変更等の都度各交渉団体の発言順位について改めて協議決定する。なお、各交渉団体内の順位はそれぞれの団体内で調整する。
(昭和27年7月18日議会運営委員会)

(関連質問)

- 13 議案外質問者が一応質問を終了し、これに関し他の議員から関連質問があった場合、議案外質問者から、さらにそれに対して関連質問をすることは会議を遅延せしめるおそれがあるので許可しない。
(昭和41年9月27日議会運営委員会)

議員総会関係

(議員総会の公開)

- 14 集中豪雨被災等に関して単独で開催される議員総会の公開は、今後内容により、その都度議会運営委員会へ諮って決定することとする。
(昭和47年2月25日議会運営委員会)

委員会関係

(事件の付議)

- 15 事件の委員会付議は、次の原則的基準による。
(1) 議員提出議案、人事案件は委員会に付議しない。
(2) その他の事件は、常任委員会に付議する。
(平成13年3月23日議会運営委員会)